

### 1. 社会保険料の一部をコロナ感染防止対策へ

雇用者負担の社会保険の積立率は17.5%であり、その内訳は、(1) 疾病・妊娠出産給付金に対して3%、(2) 労働災害・職業病給付金に対して0.5%、(3) 退職年金・遺族給付金に対して14%となっていますが、政府は決議・第68/NQ-CP号をコロナ感染防止対策として採択しました。2021年7月から2022年6月までの期間は、(2) 労働災害・職業病給付金に対する0.5%の拠出が免除されます。但し、雇用者は、コロナ感染防止対策支援として、被雇用者のために、この免除額を利用しなければなりません。

### 2. 社会保険納付の繰り延べ措置

2021年4月と比べ、社会保険加入者数が15%以上減少した企業は、雇用者及び非雇用者ともに社会保険の退職年金・遺族給付金部分(雇用者14%、被雇用者8%)の納付を6ヶ月間繰り延べることができます。社会保険加入者数の減少とは、労働契約の解約、1ヶ月間あたり14日以上労働契約の一時停止、1ヶ月間あたり14日以上の無給休暇等による減少が該当します。また、6ヶ月間の繰り延べは、2020年発行の政府決議・第42/NQ-CP号、第154/NQ-CP号による繰延が認められている場合にも認められますが、合算で12ヶ月を超える繰延は認められません(首相決定・第23/2021/QĐ-TTg号)。

### 3. 職業訓練への支援

雇用者は、下記条件を満たすことにより、非雇用者への職業訓練に対して、失業保険基金からの財務支援を受けることができます。

- ① 支援申請時において12ヶ月以上失業保険を納付している。
- ② 労働法・第42条・1項に該当する組織・技術の変更中である。
- ③ 前四半期の収益が、2019年若しくは2020年の同時期と比べて10%以上減少している。
- ④ 雇用維持のための職業訓練計画を有している。

申請は、2021年7月1日から2022年6月30日までに行う必要があり、雇用者は、承認された計画に対して、一人あたり最大で月額150万ドン、最長6ヶ月間の財務支援を受けることができます(首相決定・第23/2021/QĐ-TTg号)。

#### 4. 被雇用者への支援策

コロナ蔓延防止対策として、当局の要請により事業活動の停止措置がなされた場合、2021年5月1日から2021年12月31日までの期間で連続15日以上の労働契約の一時停止・無給休暇措置が取られた被雇用者に対し支援がなされます。一時停止・無給休暇措置がとられる前月までの社会保険加入が前提であり、支給は一度のみです。以下、一人当たりの支援額です。

①連続15日～30日の場合： 1,855,000 ドン

②連続30日以上の場合： 3,710,000 ドン

なお、被雇用者に対して、労働法・第99条・3項に基づき、当局の要請により医療機関等への隔離措置が取られ、2021年5月1日から2021年12月31日までの期間で出勤停止となった場合も支援がなされます。

③14日以上の場合： 1,000,000 ドン

上記①②③の金額に加え、妊婦の場合、1,000,000 万ドンが加算されます。また、6歳未満の子供を養育している場合、子供一人につき1,000,000 ドンが加算されます（首相決定・第23/2021/QĐ-TTg号）。